

## エコタウン形成地域協議会支援事業費補助金（第二次公募） 応募要領

### 1 趣旨

この要領は、エコタウン形成地域協議会支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 14 の規定に基づき、必要な事項を定めるものです。

### 2 募集期間

令和 3 年 7 月 6 日(火) ～ 令和 3 年 7 月 30 日(金)※午後 5 時必着

※予算に達しなかった場合、追加募集することがあります。

### 3 補助金の対象等について

#### (1) 補助対象事業及び補助対象者

要綱に定めるとおり。

#### (2) 補助対象経費

要綱に定めるとおり。（詳細は下記表参照のこと）

区分	内容
謝礼	外部専門家等に対する謝礼（構成員への謝礼は対象外です）
旅費	外部専門家等に対する旅費（構成員が使う旅費は対象外です）
食糧費	外部専門家等に対する飲み物代（アルコール類は対象外です）
消耗品費	補助事業実施に必要な必要最低限な事務用品、啓発資材等の購入費（取得単価が税込みで 3 万円未満のものを指します）
印刷製本費	チラシ、冊子、報告書等の作成費等
通信運搬費	補助事業実施に必要な郵送料、運搬費等
使用料・賃借料	補助事業実施に必要な会場使用料・器具の使用等にかかる経費等（事務所の賃借料など経常的運営に要する経費は対象外です。ただし、構成員がバスや大型タクシーを借りて視察に行く場合の賃借料は対象になります）
保険料	補助事業実施に必要な保険料
その他知事が必要と認める経費	

※全ての経費において、消費税は補助対象になりませんのでご注意ください。

### 4 補助率と補助限度額

要綱に定めるとおり。（補助率は補助対象経費の 10 分の 10 以内、補助限度額は 30 万円です。）

### 5 採択事業の選定方法

書類審査により選定します。

### 6 申請時の提出書類

要綱に掲げる書類を正本 1 部、副本 1 部提出してください。

## 7 応募方法等

応募書類の提出先は、以下のとおりとし、持参又は郵送とします。

持参の場合には、事前に担当者で連絡を取ってください。郵送の場合は、締切日必着とします。

<住所> 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

<宛先> 宮城県環境生活部再生可能エネルギー室再エネ・省エネ推進班 エコタウン補助事業担当者宛

<電話番号> 022-211-2655

## 8 実績報告書の提出期限

事業完了後30日以内あるいは、令和4年3月4日（金）までのいずれか早い日まで。

## 9 その他

ご不明な点等がある場合は、別紙のQ & Aをご確認いただき、上記担当者宛にご連絡ください。

エコタウン形成地域協議会支援事業費補助金 Q & A

【補助事業者に関すること】

Q 1 補助事業者の要件にある「県内市町村を構成員に含む団体」とはどのようなものですか。

A 1 市町村と民間企業等による協議会、連合体、コンソーシアムのような組織であって、本補助事業の趣旨に合致する目的を有するものを想定しています。

具体例としては、〇〇市バイオマス活用検討協議会、〇〇町小水力構想協議会などです。

Q 2 これから協議会等を設立する予定ですが、申請できますか。

A 2 補助金交付申請書に設立趣意書や規約の写しなど「団体設立に関する書類」を添付していただく必要がありますので、申請時点で設立がされていない場合は、申請ができません。

Q 3 市町村が補助事業者（申請者）となって形成する協議会は対象となりますか。

A 3 補助事業者（申請者）は「市町村を除く」としていることから、対象外となります。

ただし、市町村が構成員となっている協議会が法人格を有している場合は、当該協議会が補助事業者（申請者）になることができます。

なお、市町村が単独で補助事業者（申請者）となって地域協議会を形成する場合は、みやぎ環境税を活用した市町村に対する別の補助事業がありますので、当該市町村においてそちらを活用願います。

【補助対象事業に関すること】

Q 4 具体的に対象事業とはどのようなものを想定していますか。

A 4 対象事業は、市町村や企業、個人等が協議会等を立ち上げ、又は運営する事業であり、会議室借り上げ費用や専門家派遣のための旅費・謝金、事務用品や印刷費などを想定しています。

Q 5 交付決定後に事業を開始すること、とありますが、経費が不要な会議等を交付決定前に開催することは可能ですか。

A 5 補助対象（経費）としない事業（会議等）を交付決定前に開催することは可能です。（問題ありません。）

ただし、補助対象（経費）とする事業（会議等）を交付決定前に開催した場合は、補助対象外となりますので、ご注意ください。

【補助対象経費に関すること】

Q 6 旅費はどのようなものが補助対象となりますか。

A 6 外部の専門家を会議に招く場合の旅費が対象となります。協議会メンバーが会議を行う場所まで行き来する場合の旅費及び視察を行う場合の旅費は対象外です。バスを借り上げて実施する視察などの場合は、団体を構成する法人や個人に支払われるものではないので補助対象となります。

Q 7 補助事業完了の日までに支払いが済んでいない経費も補助対象となりますか。

A 7 補助事業完了の日までに支払いが済んでいる経費のみが補助対象です。

Q 8 消費税については補助対象となりますか。

A 8 消費税は補助対象ではありません。また、領収証等に税込み額のみが記載されていて、消費税相当額が明確でない場合は、当該税込み額の110分の100の額の1円未満を切り捨てた額を補助対象経費とします。

【その他】

Q 9 補助事業に要する経費（総事業費）が30万を超える場合は、補助上限の30万円が交付されますか。

A 9 申請された事業経費のうち、全てが補助対象経費となっている場合は、補助上限額が交付決定されますが、補助対象とならない経費が含まれている場合は、総事業費が30万円以上であっても、補助対象となる経費分のみ交付決定します（補助上限の30万円を交付決定されるとは限りません。）

また、補助上限の30万円が交付決定がなされた場合であっても、補助事業の実績の内容（補助対象外経費が含まれている場合など）によっては、補助上限の満額が交付されるとは限りません。

Q 10 補助事業交付申請書に添付する県税納税証明書について、申請者（補助事業者）の本社が東京にある場合などはどうすればよいですか。

A 10 宮城県内に事業所がなく宮城県への納税義務がない場合であっても、宮城県の県税事務所で納税証明書（未納であることの証明）の取得は可能ですので、法人の名義で宮城県の県税事務所で納税証明書を取得してください。また、本県の入札参加資格登録を県内に所在する支店等で行っている場合など、法人ではなく宮城県内の事業所が申請者（補助事業者）となる場合であっても、法人の名義で宮城県の県税事務所で納税証明書を取得してください。

なお、申請の詳細については、当室ウェブサイトに掲載しております「納税証明書の申請に当たっての注意事項等」をご確認ください。

Q 12 再生可能エネルギー等の定義について教えて下さい。

A 12 「宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例」において、「自然エネルギー等」を定義していますが、本県における「再生可能エネルギー等」はこれと同じ定義となっています。

（条例による定義）

①太陽光発電、②太陽熱利用及び太陽熱発電、③風力発電、④水力発電（出力 30,000 kW以下）、⑤波力、潮汐又は潮流発電、⑥海水、河川水等の熱利用、⑦雪氷熱利用、⑧地熱発電又は地熱利用、⑨バイオマス発電又は熱利用等、⑩燃料電池、⑪工場排水、⑫発電と同時に得られる熱の利用、⑬グリーンエネルギー自動車（電気、天然ガス等）、⑭その他